

週刊 愛媛県版

松山支店

〒790 8659 松山市二番町4 4 5

☎089 933 1221

高松支店管内 = 四国中央市



視点

ふるさと納税

富岡和久税理士事務所
税理士 富岡 和久

愛媛県松山市持田町1-2-5
TEL 089-932-8925
E-MAIL kazuhiisa@tomioka-ao.com
URL http://www.bizup.jp/member/tomioka/



自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、自分との関わりが深い地域を応援したい、という気持ちを形にする仕組みとして、地方自治体に寄付金を支払うと、その額に応じて個人住民税などの税金が軽減される「ふるさと納税」が今年の4月からスタートした。

7月29日の産経新聞の記事で、大阪府への個人からの寄付が件数115件、金額約710万円とともに全国トップであることが分かった。(7月7日現在)これは、6月に入って橋下大阪府知事が「大阪ミュージアム構想」への寄付金活用を表明して以降、大幅に増加したもようだ。大阪ミュージアム構想寄附金を名目としたものが61件、金額約427万円といずれも全体の5割を超えた。

「ふるさと納税制度」とは、地方税法等の改正により納税者が自治体(都道府県や市町村など)に寄附した場合、寄附金額のうち5千円を超える額について、個人住民税額の概ね1割を上限として、今住んでいる場所で納める所得税や個人住民税から控除される制度である。(以前からある「寄付金控除」は自治体に寄付をした場合、課税対象所得から一定額を差し引く「所得控除」によって所得税及び住民税が軽減される。)

この優遇措置を受けるには、寄付をした翌年の3月15日までに、居住地の税務署で確定申告する必要がある。その際寄付をしたときに受け

取った領収書を添付する必要がある。手続きとしては、自治体を選んで税金を納めるのではなく、他の自治体に寄付した金額の一部を、本来納めるべき税から引いてもらうことになる。

平成20年中に寄付金をした場合は、平成20年分の所得税確定申告により税額控除がなされ、個人住民税は平成21年度分が減額される。なお、ふるさと納税による控除対象額は、個人の所得金額や家族構成などにより変わってくる。

そもそも「ふるさと納税制度」は、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として採用された。

以前から、ふるさとに何らかの貢献をしたいという人は存在した。また、地方自治体にとっても子育てに必要な教育や福祉などに多額の税金を注いでも、就職するにあたって他の地域に転居してしまった場合、税金を少しでも地方に還元できる仕組みを作れば、大人になって生まれ育った土地を離れた人も故郷に恩返しができる方法の一つにもなる。

ただ、構造改革による慢性的な財政赤字に悩む地方からは歓迎・賛成する意見が多い一方で、現時点で多くの税収がある大都市部からは反対や慎重な意見が多い。また、実際「ふるさと納税制度」を使うと、少なくとも5千円は戻って来ず自己負担となる。